

令和3年八千代市農業委員会

第10回総会議事録

八千代市農業委員会

◆令和3年八千代市農業委員会第10回総会議事日程

開催日時	令和3年10月8日（金）午後1時30分～午後2時04分
開催場所	八千代市役所新館6階 第4会議室
日程第1	議事録署名人の選任
日程第2	議案上程（議案第1号～第4号，報告第1号～第3号）
日程第3	議案審議及び採決

◆議 題

議案第1号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の件
議案第2号	農地法第4条の件（県許可分）
議案第3号	農地法第5条の件（県許可分）
議案第4号	農用地利用集積計画審議の件（農業経営基盤強化促進法）
報告第1号	会長決裁事項の報告 農地の転用事実に関する照会の件
報告第2号	事務局長専決事項の報告 農地法第4条届出書の件
報告第3号	事務局長専決事項の報告 農地法第5条届出書の件

◆出席農業委員（14名）

1 市川和彦	2 黒崎玲子	3 島村隼人
4 鈴木正範	5 安原清	6 將司実
7 加茂太郎	8 佐藤孝之	9 花島淳
10 立石勝則	11 稲垣哲也	12 間野恵一
13 齋藤孝一	14 小名木伸雄	

◆出席農地利用最適化推進委員（13名）

1 黒澤京子	2 小林正樹	3 立石猛
4 綱島和朗	5 吉橋清一	6 鈴木美登
7 志田啓佑	8 戸田真一	9 長岡勇
10 立石秀夫	11 中基保美	12 今井茂
13 櫻井正浩		

◆事務局（3名）

局長 村田 順儀

主 査 中尾 通彦

主任主事 樽見 侑樹

◆総会議事録

議長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>議事に入る前に私から1点申し上げます。</p> <p>9月30日までで緊急事態宣言が解除されたため、今回から会議の形態を通常に戻しますので、発言は自席でしていただいても構いませんが、基本の予防対策は継続しますので、会議中、委員の皆さんにはマスクの着用をお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>ただ今出席されております、農業委員は14名中、14名、推進委員は13名中、13名です。</p> <p>農業委員定数の過半数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和3年八千代市農業委員会第10回総会は成立いたしました。</p>
議長	<p>ただ今から開会します。</p> <p>日程第1、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議事録署名人は議長において指名することに、異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p>
議長	<p>異議なしと認め、指名します。</p> <p>5番 安原委員、6番 將司委員、両委員をお願いします。</p>
議長	<p>日程第2、議案第1号から議案第4号及び報告第1号から報告第3号をもって、本日の議題とします。</p> <p>この際、お手元に配付してあります文書により、朗読は省略しますので、ご了承願います。</p>
議長	<p>日程第3、これより議案の審議及び採決を行います。</p> <p>議案の審議及び採決は、議案第1号より逐次行います。</p>
議長	<p>議案第1号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願の件、申請番号1番について、事務局より概要の説明を願います。</p>
事務局	<p>議案朗読</p>

<p>局長</p>	<p>本件は、9月30日、地区担当の黒崎委員と小林推進委員、10月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図1ページをご覧ください。上高野新林の畑5筆で黒沢池市民の森の東約350メートルに位置しています。</p> <p>対象地は生産緑地の指定を受け、事由発生者が耕作をしまいましたが、故障により、今後耕作を続けることが困難となったため、市長に対し買取りの申出をするに至りました。</p> <p>この買取り申出に際し、生産緑地法第10条の規定により、事由発生者がこの農地の主たる従事者であることを証明する必要があるため、証明願が提出されたものです。</p> <p>農地台帳で事由発生者の従事日数を照会したところ、主たる従事者であることが確認できましたので、証明書を交付したいとするものです。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認をしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>小林推進委員どうぞ。</p>
<p>小林推進委員</p>	<p>2番 小林です。</p> <p>去る9月30日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑として、適切に管理されておりました。</p> <p>また、事務局から説明があったとおり、事由発生者が故障したことにより、耕作を続けていくことが難しく、生産緑地の買取り申出をしたいとの事であり、事由発生者が主たる従事者であったことの証明を発行することについては、問題はないかと思われまます。</p> <p>委員の皆さまのご審議をよろしくお願いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第1号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>

	<p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p>
議長	<p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
	<p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第1号については、原案のとおり証明することに決定しました。</p>
議長	<p>議案第2号 農地法第4条の件、県許可分、申請番号1番について、申請代理人にお越しいただいておりますので、入室願います。</p>
	<p>【申請代理人入室】</p>
議長	<p>申請代理人の方でよろしいですか。</p>
申請代理人	<p>はい。</p>
議長	<p>申請されました件について、各委員の質問にお答えください。まず、事務局より概要の説明を願います。</p>
事務局	<p>議案朗読</p>
局長	<p>本件は、9月30日、地区担当の佐藤委員と戸田推進委員、10月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図2ページをご覧ください。島田台島田道の畑1筆の一部で「しのだの森ホスピタル」の北東に位置しています。土地利用計画図は次の3ページを併せてご覧ください。</p> <p>申請理由は、申請地周辺の企業に勤める複数の個人から駐車場を設置してほしい要望があったことから、申請地に貸駐車場を設置したいとする計画です。</p> <p>土地の選定理由は、近隣の農地以外の土地で検討しましたが、代替地が</p>

	<p>なく、申請地でなければ転用目的が果たせないため選定したとのことです。</p> <p>転用許可基準である立地基準は、まず農地区分は、当該地は、農用地ではないこと、また、農地の集団規模が10ヘクタール未満であること、市街地化の傾向が著しい宅地区域ではないことから、第1種及び第3種農地にも該当しないため、第2種農地と判断される土地です。</p> <p>第2種農地は許可基準について土地の代替性が問われるものですが、提出された申請書を確認したところ、自己所有地等において計画施設の条件に適した土地がなく、他の用地では転用の目的が達成できないことを確認しています。</p> <p>もう一つの転用許可基準である一般基準は、申請目的実現の確実性として、転用行為に必要な資力は、残高証明書で確認しています。転用行為の妨げとなる権利の有無は、当該地に借受人はいません。</p> <p>周辺農地の営農条件への支障は、隣接に農地がありますが、隣地との境界にはコンクリートブロック及びフェンスを設置し土砂等の流出を防止すること、雨水は敷地内に碎石を敷き自然浸透とすること、工事中は警備員などを配置し安全に配慮することをそれぞれ確認しております。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認をしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>8番 佐藤委員どうぞ。</p>
佐藤委員	<p>8番 佐藤です。</p> <p>去る9月30日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑として、適切に管理されておりました。</p> <p>また、先ほど事務局から説明があったとおり、近隣の農地以外の土地で検討した結果、申請地でなければ転用目的が果たせないため、転用については止むを得ないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。加茂委員どうぞ。</p>
加茂委員	<p>7番 加茂です。</p> <p>土地利用計画図を見ますと、既存の薬局の敷地を進入路として利用することになってはいますが、薬局の駐車場の利用などに支障は生じないでしょうか。</p>

申請代理人	<p>薬局の事業主から、営業時間外を除いて薬局の敷地内を通路として通って構わないという同意書をいただいています。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>ご苦労様でした。申請代理人は退室してください。</p> <p>【申請代理人退室】</p>
議長	<p>議事を進めます。</p> <p>これより議案第2号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第2号について、申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第2号については、原案のとおり許可相当とすることに決定しました。</p>
議長	<p>議案第3号 農地法第5条の件、県許可分、申請番号1番について、申請代理人にお越しいただいていますので、入室願います。</p> <p>【申請代理人入室】</p>
議長	<p>申請代理人の方でよろしいですか。</p>

申請代理人	はい。
議長	申請されました件について、各委員の質問にお答えください。まず、事務局より概要の説明をお願いします。
事務局	議案朗読
局長	<p>本件は、9月30日、地区担当の佐藤委員と戸田推進委員、10月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>場所は、案内図の4ページをご覧ください。島田台東帰り窪の畑1筆で、睦公民館の北東約300メートルに位置しています。土地利用計画図は次の5ページを併せてご覧ください。</p> <p>申請理由は、譲受人は現在、申請地の隣接地を譲渡人から借り受け、資材置場として利用していますが、事業の拡大により敷地が手狭となったため、申請地に資材置場を拡張したいとする計画です。</p> <p>土地の選定理由は、近隣の農地以外の土地で検討しましたが、代替地がなく、申請地でなければ転用目的が果たせないため選定したとのことです。</p> <p>転用許可基準である立地基準は、まず農地区分は、当該地は、農用地ではないこと、また、農地の集団規模が10ヘクタール未満であること、市街地化の傾向が著しい宅地区域ではないことから、第1種及び第3種農地にも該当しないため、第2種農地と判断される土地です。</p> <p>第2種農地は許可基準について、土地の代替性が問われますが、提出された申請書を確認したところ、自己所有地等において計画施設の条件に適した土地がなく、他の用地では転用目的が達成できないことを確認しています。</p> <p>もう一つの転用許可基準である一般基準は、申請目的実現の確実性として、転用行為に必要な資力は、残高証明書で確認しています。転用行為の妨げとなる権利の有無は、当該地に借受人はいません。</p> <p>周辺農地の営農条件への支障は、隣接に農地はありませんが、隣地との境界には安全柵を設置し土砂等の流出を防止すること、雨水は敷地内に砕石を敷き自然浸透とすること、工事中は隣接の住宅地に影響がないようフェンスを設置し安全に配慮することをそれぞれ確認しております。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認をしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>8番 佐藤委員どうぞ。</p>

佐藤委員	<p>8番 佐藤です。</p> <p>去る9月30日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑として、適切に管理されておりました。</p> <p>また、先ほど事務局から説明があったとおり、近隣の農地以外の土地で検討した結果、申請地でなければ転用目的が果たせないということでしたので、転用については止むを得ないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。花島委員どうぞ。</p>
花島委員	<p>9番 花島です。土地利用計画図を見ますと、融雪装置ユニットという製品を敷地の広範囲に置く計画になっていますが、この製品は具体的にどのような用途に利用される予定なのでしょうか。</p>
申請代理人	<p>今回の申請は、北陸新幹線の線路に雪が積もった場合にその雪を融かすための装置で、線路に平行に並べて使用します。そのため、装置自体の大きさも大きく、数量も多くなっておりますので、置場として、これだけの敷地が必要になったものです。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>ご苦勞様でした。申請代理人は退室してください。</p> <p>【申請代理人退室】</p>
議長	<p>議事を進めます。</p> <p>これより議案第3号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p>

	<p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第3号について、申請のとおり原案を許可相当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手，全員であります。</p> <p>よって，議案第3号については，原案のとおり許可相当とすることに決定しました。</p>
議長	<p>議案第4号 農用地利用集積計画審議の件，事務局より，概要の説明を願います。</p>
事務局	<p>議案朗読（1番及び2番）</p>
局長	<p>右上に「別紙1」と記載のあります，令和3年第10回総会議案第4号案内図の1ページをご覧ください。</p> <p>本件の場所は，下高野新山下及び馬堤の田4筆で，八千代病院の東約180メートルに位置しています。</p> <p>借人の申請理由は，賃貸借権の新規設定で，期間は約10年です。</p> <p>貸人の申請理由は，その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>賃料は，10アールあたり13，000円です。</p> <p>利用集積計画要件の「全部効率利用要件」は，遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>「常時従事要件」について，従事日数は225日となっており，150日以上を満たしています。</p>
事務局	<p>議案朗読（3番）</p>
局長	<p>続きまして，案内図の2ページをご覧ください。</p> <p>本件の場所は，島田台大東台の畑1筆で，秀明八千代中学校・高等学校の東約250メートルに位置しています。</p> <p>借人の申請理由は，賃貸借権の再設定で，期間は3年です。</p> <p>貸人の申請理由は，その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>賃料は，年間で26，000円です。</p> <p>利用集積計画要件の「全部効率利用要件」は，遊休農地及び貸付地はありません。</p>

事務局	<p>「常時従事要件」について、従事日数は300日となっており、150日以上を満たしています。</p> <p>議案朗読（4番）</p>
局長	<p>続きまして、案内図の3ページをご覧ください。</p> <p>本件の場所は、麦丸桑納道東及び桑納道西の田8筆で、桑納橋の南東約50メートルから800メートルの間に分布しています。</p> <p>借人の申請理由は、8筆中1筆が賃貸借権の新規設定、残りの7筆が賃貸借権の再設定で、期間は5年です。</p> <p>貸人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>賃料は、8筆合計で年間米2俵です。</p> <p>利用集積計画要件の「全部効率利用要件」は、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>「常時従事要件」について、従事日数は200日となっており、150日以上を満たしています。説明は以上です。</p>
議長	<p>一括して質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第4号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決定しま</p>

	した。
議長	報告第1号 会長決裁事項の報告について、 農地の転用事実に関する照会の件、事務局より報告をお願いします。
事務局	報告説明（1番）
議長	質疑を行います。 質疑ありませんか。
	【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 報告第1号については、報告のとおり処理済みでありますので、ご承知 願います。
議長	報告第2号 事務局長専決事項の報告について 農地法第4条届出書の件、事務局より報告をお願いします。
事務局	報告説明（1番から5番）
議長	報告第2号については、報告のとおり届出があり、受理済みであります ので、ご承知願います。
議長	報告第3号 事務局長専決事項の報告について、 農地法第5条届出書の件、事務局より報告をお願いします。
	報告説明（1番から5番）
議長	報告第3号については、報告のとおり届出があり、受理済みであります ので、ご承知願います。
議長	その他としまして、令和3年度第4回広報委員会が開催されましたので、 佐藤委員から報告願います。
佐藤委員	令和3年度第4回広報委員会の報告です。広報委員の佐藤です。 去る9月9日、農業委員会総会終了後に令和3年度第4回広報委員会を

	<p>開催しました。</p> <p>今回の会議では、前回の会議の時点で未定稿だった、市内の花弁農家の方へのインタビュー記事についての編集及び校正を行い、その他、原稿案ができていた記事についても再度見直し、表現の修正など、細かい調整を行いました。</p> <p>本日の総会后に、広報委員会において校了前の最終チェックを行います。皆さんのお手元にも第47号の原稿を配付してありますので、お気づきの点などがありましたら、今月の15日（金）が校了のため、至急広報委員会へご連絡いただければと思います。</p> <p>なお、11月の総会で皆さんに、農家の方への配付をお願いする予定ですので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。また、シクラメンも11月中旬から販売しているとのことでしたので、宣伝もしていただければと思います。</p>
議長	<p>ただ今の報告につきまして、質問等ありませんか。</p> <p>【「質問なし」の声あり】</p>
議長	<p>質問等がないようですので、報告のとおりとします。佐藤委員ありがとうございました。</p> <p>以上をもって、本総会における案件の審議は全て終了しました。</p> <p>次に、事務局より連絡事項があります。</p>
事務局	<p>事務連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和3年度第2回農業者年金加入推進対策会議の延期について ○「令和3年度ブロック別農業委員・農地利用最適化推進委員合同研修会」の開催中止について ○「令和3年度経営力強化・農地集積促進シンポジウム」について ○農業委員会活動記録簿の回収について ○議案書及び現地調査結果報告書について ○次回の総会について <ul style="list-style-type: none"> 11月5日（金）午後2時から 市役所 旧館4階 第1委員会室 ○次回の現地調査について <ul style="list-style-type: none"> 10月29日（金） 担当委員：安原委員，將司委員 現地調査：午後1時15分に事務局へ集合

議長	以上で令和3年第10回総会を閉会します。
----	----------------------